

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
9月28日
(火曜日)

目次

- 告示
道路の区域の変更(道路整備課).....
- 公告
大規模小売店舗舗立地法第六條第二項の規定による届出(商政課).....
- 大規模小売店舗舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取(商政課).....
- 土地改良区役員届出(農村整備課).....



山口県告示第三百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十二年九月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十八日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道
路線名 三七六号
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
---	---	-----	-----------------	--------------	--------

山口市徳地島地字柿ヶ迫尻二〇九九
の地先から
同市徳地島地 同字二〇二の地
先まで

新	旧
最狭 二二・六〇	最狭 一五・二一
一五・二	一五・二



(三二二) 大規模小売店舗舗立地法第六條第二項の規定による届出

大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年九月二十八日から平成二十三年一月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年九月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コスパ防府
所在地 防府市大字植松一四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社安成工務店 下関市綾羅木新町三丁目七番一号 安成 信次
株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一 山田 昇

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社岩崎宏健堂	午後八時	午後九時

四 届出年月日

平成二十二年九月十五日

五 変更年月日

平成二十二年十月一日

(三三三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年五月十四日山口県公告(一四九)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年九月二十八日から同年十月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市経済観光部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年九月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 シーモール下関ショッピングセンター
所在地 下関市竹崎町四丁目一の一

山口県知事 二井 関成

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三三四) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十二年九月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
周南市湯野土地改良区	理事	山下 憲男	周南市大字湯野一〇九九
"	"	村中 眞一	一三四八
"	"	松田 茂男	一二六八
"	"	弘中 壽	三八五二
"	"	森次 操	三九三七の一
"	"	宮木 浩	三八九八の五
"	"	村岡 允	三七〇七の三
"	"	横田 頼行	大字戸田二八四三の二二

平成二十二年九月二十八日印刷
平成二十二年九月二十八日発行

発行人所 山口県庁
山口県知事

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
周南市湯野土地改良区	理事	堀本 昭二	周南市大字湯野一〇八九
"	"	原田 信之	一七九八の四
"	"	小野 隆	二〇九六
"	"	弘中 壽	三八五二
"	"	入江 政人	四二三九の一三
"	"	村林 一男	四六四四の二
"	"	徳田 敏明	四四三〇
"	"	山田 祐二	三五五〇
"	"	河野 卓	二四〇七
"	"	小倉 政之	八〇〇
"	"	永末 宏二	三八二五
"	"	秋山 正知	三一八三

"	"	河野 卓	大字湯野二四〇七
"	"	石田 耕次	八六三
"	"	徳田 敏明	四四三〇
"	"	山本 學	四一六六の二